

富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画策定支援業務委託

2 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

多様化する教育・保育ニーズ等を把握し、就学前児童数が減少する中でも、公立施設での教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所）の質の確保、向上及び安心して子育てができるよう、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供及び公立教育・保育施設の配置等を含めた基本的な方向性を示す「富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画」を策定する。

4 業務の実施場所等

富士市こども未来部保育幼稚園課

5 業務の内容

(1) 保護者へのニーズ等調査の実施

教育・保育施設へのニーズや公立施設に求める機能などを把握するために、富士市の就学前児童の保護者3,000人に対して、ニーズ等調査を実施する。ニーズ等調査は、郵送又はWeb回答を想定し、対象者全員に礼状兼督促状を配布する。

調査書類の発送に係る発送用封筒（角型2号）、依頼状、督促状（はがき）の印刷、宛名ラベルの貼付、封入、封緘及び発送は受託者が行う。送付・回収・督促の郵送料は委託料に含めるものとする。

(2) 現状と課題の分析及び整理

人口、世帯及び教育・保育施設等の状況について、上記のニーズ等調査並びにその他統計資料等から、人口、世帯、こどもや子育て世帯の状況、教育・保育ニーズ及び就学前児童の教育・保育や子育て支援に関する計画・事業などについて、市の概況を整理及び分析する。

また、地区（富士市こども計画における圏域別等）別で、就学前人口（実績）の推移、就学前人口の推計、教育・保育施設の立地や利用児童数の動向等のデータを整理する。なお、分析に当たっては、小学校区別の人口の推移や開発の動向など地域特性を確認する。

保護者の教育・保育ニーズ及びそれを踏まえた市の方策等に係る課題の分析及び整理、地区別の人口推計については、「第六次富士市総合計画」、令和7年に策定した「富士市こども計画」等との整合性を図ることとする。

(3) 計画策定の支援

公立教育・保育施設の果たすべき役割や保護者のニーズに対応するための教育・保育の提供体制・方法等の計画について、公立教育・保育施設における事業提供の在り方を検討する。

富士市総合計画や富士市こども計画をはじめとする市関連計画との整合を図りながら、今後の人口や保護者のニーズに対応するため、公立教育・保育施設の提供体制や施設の適正配置・適正規模に係る方向性を示す。

適正配置・適正規模については、既存施設や地域特性等の状況を考慮しながら、市内の教育・保育施設の市全体及び地区別（富士市こども計画における圏域別等）の就学前児童数に対応した方向性を検討する。

市全体及び地区別（富士市こども計画における圏域別等）の就学前児童数については、将来推計を行ったうえで、適正な定員数を推計する。推計に当たっては、「富士市こども計画」及びニーズ等調査の数値を使用する。

事業提供について、計画策定以降の大まかなスケジュールを策定する。

計画の期間は令和9年度から令和18年度までの10年間とする。

(4) 開催する会議の支援

次の会議に出席し、必要に応じて説明や発言をするほか、会議資料や議事録の作成を行う。なお、議事録は発言要旨録でも構わないが、会議の概要が分かるよう必要十分な情報量とすること。また、市ウェブサイト等に掲載する形式での資料及び議事録も併せて作成すること。

- | | |
|-----------------------------|------|
| ○富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画策定懇話会 | 5回程度 |
| ○担当者打合せ | 適宜実施 |

(5) 情報提供による支援

業務全般に係る国及び静岡県の方針等の情報及び他自治体の先進事例等について収集し、富士市に提供すること。

(6) 計画及び概要版の作成

確定した計画の報告書及び概要版について、「6 成果品」に掲げる仕様で作成すること。

6 成果品

- (1) 富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画データファイル
- (2) 富士市公立教育・保育施設持続可能性確保計画（概要版）データファイル
- (3) その他業務で作成した資料一式

7 委託料支払

各年度とも、支払限度額の範囲内で、請求に基づき支払うものとする。

8 その他

- (1) 成果品は、すべて委託者（富士市）に帰属するものとし、委託者（富士市）の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。業務委託契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の詳細及び日程の管理については、委託者（富士市）と十分な打合せを行うこと。
- (3) 業務に関連して知りえた情報を他に漏らしてはならない。業務委託契約終了後も同様とする。
- (4) 個人情報については、富士市個人情報保護条例の規定に従い、適切に扱うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって必要な事項、また疑義が生じた場合は、委託者（富士市）と受託者が協議のうえ決定する。